青森県立中央病院経営計画策定支援業務仕様書

１　業務の目的

青森県病院局では、４年毎に策定する経営計画について、現計画である「県立病院チャレンジ（挑戦）プラン２０１９」の計画期間が今年度で終了するため、来年度から４年間を計画期間とする次期経営計画を策定する必要がある。

また、国が令和４年３月に策定した「持続可能な地域医療体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」（以下「経営強化ガイドライン」という。）により、地方公共団体に公立病院経営強化プランの策定が要請されたことから、次期経営計画は公立病院経営強化プランとしての位置付けを持つ計画とする必要がある。

以上を踏まえ、青森県立中央病院に求められる役割・機能を果たし、経営基盤の強化を図るための次期経営計画の策定を効果的かつ効率的に進めることを目的として、本業務を委託するものである。

２　委託業務名

青森県立中央病院経営計画策定支援業務

３　業務期間

契約締結の日から令和５年３月３１日（金）

４　業務内容

（１）経営状況の分析と課題の抽出

ア　外部環境及び内部環境の調査

①外部環境調査

将来人口推計、将来推定患者数分析、周辺医療機関調査、関連施策等

②内部環境調査

入院患者分析、外来患者分析、収益性分析、ベンチマーク比較等

イ　同規模病院ベンチマーク分析

ウ　近隣病院ベンチマーク分析

エ　簡易原価計算（入院・外来別、病棟別、診療科別）

（２）局内ヒアリングに係る支援

現計画の取組状況や次期計画での事業計画等について各診療科等を対象に実施するヒアリングの議事録作成（約３５時間を想定）

※ヒアリングへの出席も可能（オンライン等）

（３）次期経営計画に係る収支計画等の作成支援

ア　経営改善策、経営強化ガイドラインを踏まえた対応策等に係る助言（先進事例・財政措置等の情報提供を含む）

イ　次期経営計画の取組等を踏まえた収支計画及び数値目標のシミュレーション（令和５年度～令和８年度）

ウ　公立病院経営強化プランに係る総務省提出様式データ作成

5　全体のスケジュール（予定）

時期	取組内容
５月末	契約締結
５月末～６月中旬	局内に係るヒアリング
９月末	次期経営計画素案完成
１２月中旬	次期経営計画最終案決定
３月	次期経営計画策定・公表

6　提案依頼

本仕様書は発注者が最低限必要と考えている要件を記載するものであるが、「１　業務の目的」及び「４　業務内容」を理解し、専門的な立場から本業務の費用の範囲内で効果的な提案を積極的に行うこと。

7　成果品

受注者は以下のドキュメントを指定された期日までに提出すること。ドキュメントの提出形式は、Microsoft Office 形式（図は PDF 又は JPG 形式）とする。

なお、内容に関しては事前に発注者に説明を行い、承認を得た上で作成し提出するものとする。

また、提出形式及び提出期限を変更する場合は、双方の協議・合意の上で変更する。

「４　業務内容」	成果品	提出期限
（１）経営状況の分析と課題の抽出		
ア～エ	電子媒体１式	令和４年７月１５日（金）
（２）局内ヒアリングに係る支援		
議事録	電子媒体１式	令和４年７月１５日（金）
（３）次期経営計画に係る収支計画等の作成支援		
ア　経営改善策、経営強化ガイドラインを踏まえた対応策等に係る助言	電子媒体１式	令和４年７月１５日（金）
イ　次期経営計画の取組等を踏まえた収支計画及び数値目標のシミュレーション	電子媒体１式	令和４年９月１２日（月）
ウ　公立病院経営強化プランに係る総務省提出様式データ作成	電子媒体１式	令和５年３月３１日（金）

8　調査資料等の貸与

発注者は受注者が業務を行うに当たり必要となる資料を可能な範囲で提供するものとし、受注者はその資料の管理について善良なる管理者の注意業務を負う。

9　その他

（1）　業務の実施に当たっては、発注者と十分に連絡・調整を行うとともに、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

（2）　本仕様書の内容を変更する必要が生じた場合、双方が協議して定めるものとする。

（3）　印刷物又は写真等の資料を引用する場合がある場合、受注者の責任において著作権管理者の了解を得るものとする。

（4）　成果物の著作権・版権等の権利は、すべて発注者に帰属するものとする。また、発注者はこれらすべてについて二次利用する権利を有するものとする。